

# 平成19年から あなたの所得税・住民税が 変わります。

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

## 『何が変わるの?』

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」です。税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになり、およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## 『どう変わるの?』

税源移譲によって、地方は必要な財源を確保できるようになります。これによって、町は、より身近な行政サービスが効率よく行えるようになります。

ほとんどの人は、**1月分から所得税が減り、そのかわり6月分からの住民税が増える**ことになります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は**本的には変わりません**。ただし、平成19年に定率減税が廃止されるなどの影響があるため、住民税が増えることになります。



## ◎ 税源移譲以外の主な変更点

定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

**平成18年**  
 所得税：平成18年1月分から  
 税額の10%相当額を減額 (12.5万円を限度)  
 住民税：平成18年6月分から  
 税額の7.5%相当額を減額 (2万円を限度)

**平成19年**  
 所得税：平成19年1月分から廃止  
 住民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)

| 平成18年                 | 平成19年        |
|-----------------------|--------------|
| 住民税<br>・定率減税 △14,700円 | 住民税 293,500円 |
| 所得税<br>・定率減税 △26,300円 | 所得税 165,500円 |
| 合計 418,000円           | 合計 459,000円  |

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

**平成17年度**  
 合計所得金額 125万円以下の人  
**非課税**

**平成18年度以降**  
**課税**  
 経過措置として  
 平成18年度は税額の3分の2を減額  
 平成19年度は税額の3分の1を減額  
 平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた人が対象になります。

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、平成17年度までは住民税が非課税でしたが、平成18年度から年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が廃止され、現役世代と同様の制度が適用されます。ただし、急激な税負担を緩和するために経過措置がとられています。

モデルケース 70歳単身・年金収入200万円(年額)

| 平成17年度                       | 平成18年度   | 平成19年度                             |
|------------------------------|--|------------------------------------|
| 住民税 非課税                      | 住民税 19,900円<br>・定率減税 △1,500円<br>・(住民税一定率減税) △12,267円 | 住民税 37,300円<br>・住民税 × 1/3 △12,434円 |
| 所得税 34,800円<br>・定率減税 △6,960円 | 所得税 34,800円<br>・定率減税 △3,480円                         | 所得税 17,400円                        |
| 合計(税額) 27,840円               | 合計(税額) 37,453円                                       | 合計(税額) 42,266円                     |

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※年金収入200万円の人は、年金に係る控除を行った後の合計所得は125万円以下なので、経過措置が適用されます。  
 ※モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

**扶養家族のない場合**

| 給与収入  | 税源移譲前(平成18年度) |          |          | 税源移譲後(平成19年度) |          |          | 負担増額    |
|-------|---------------|----------|----------|---------------|----------|----------|---------|
|       | 所得税           | 住民税      | 合計       | 所得税           | 住民税      | 合計       |         |
| 300万円 | 111,600円      | 59,600円  | 171,200円 | 62,000円       | 126,500円 | 188,500円 | 17,300円 |
| 500万円 | 232,200円      | 150,700円 | 382,900円 | 160,500円      | 260,500円 | 421,000円 | 38,100円 |
| 700万円 | 426,600円      | 287,000円 | 713,600円 | 376,500円      | 404,500円 | 781,000円 | 67,400円 |

**夫婦+子ども2人の場合**

| 給与収入  | 税源移譲前(平成18年度) |          |          | 税源移譲後(平成19年度) |          |          | 負担増額    |
|-------|---------------|----------|----------|---------------|----------|----------|---------|
|       | 所得税           | 住民税      | 合計       | 所得税           | 住民税      | 合計       |         |
| 300万円 | 0円            | 8,300円   | 8,300円   | 0円            | 9,000円   | 9,000円   | 700円    |
| 500万円 | 107,100円      | 70,300円  | 177,400円 | 59,500円       | 135,500円 | 195,000円 | 17,600円 |
| 700万円 | 236,700円      | 181,300円 | 418,000円 | 165,500円      | 293,500円 | 459,000円 | 41,000円 |

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。  
 ※住民税とは、町民税と県民税を合わせたものです。  
 ※税源移譲後(平成19年度)の合計額が増えているのは、定率減税の廃止の影響によるものであり、税源移譲による負担増はありません。